

令和7年第7回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月4日(金)午後2時 00 分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1議事

議案第1号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18 条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員

農業委員 6名

1 番 久保 賢一

2 番 後藤 利夫

4 番 齊藤 孝一

5 番 久恒 美千代

6 番 星野 賢一

7 番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 6名

中部地区 佐藤 進蔵

亀川地区 恒松 はつみ

朝日地区 伊藤 博文

東山1地区 大野 基

東山2地区 大野 泰徳

内成地区 園田 喜久男

欠席委員 2名

3 番 彌田 和好

農地利用最適化推進委員 浜脇地区 安部 憲次

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐兼係長 中川 朋美

主 任 高橋 恒太

午後 2 時 00 分 開会

(事務局長)

総会の開催にあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、ただいまより令和7年第7回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。

それでは、会長お願いいたします。

(議長)

皆さんこんにちは。本日は急きょ推進委員さんにも出席いただきました。

皆さん、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員をご指名いたします。よろしくようお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります。

議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

議案第 1 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので農業委員会の意見を求められているものです。

農地中間管理機構を通じての貸借は申請から認可まで3か月かかるため、その期

間を見越して貸借の始期を設定しています。農業委員会に意見を求められる時期は申請から約1か月経った頃です。

なお、令和7年6月23日付で理事長変更の連絡を令和7年7月2日に受けました。お手数ですが議案に記載している理事長 ○○○○を理事長 ○○○○○に読み替えてください。

番号1についてです。

貸付人 別府市の方、借受人も別府市の方です。区分、農業振興地域外、貸借権を設定する土地、大字南畑、田、現況 田、49㎡ほか1筆 計 1,219 ㎡です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年9月1日～令和17年8月31日までの10年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である(地域計画区域内)というものです。総会議案資料の1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページが小畑委員と恒松推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の7番委員から補足説明をお願いします。

(7番委員)

はい。当該地はもう田植えをしていますので、問題なく農地を守っていくものと思われれます。

(議長)

はい。○○推進委員、補足があればお願いいたします。

(○○委員)

はい。きれいに植えられていたので問題ないと思います。

(7番委員)

農林水産課は自分たちだけでやったと言っているんですが、大部分は○○さんたちがかなり手伝った。農機具を持っていないので、来年はどうするのかと不安もありますが、地域計画のメンバーにも入っているので大丈夫だと思います。

(議長)

はい。ありがとうございます。ただいま、7番委員と○○推進委員から補足説明がありました。議案第1号申請番号1について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(7番委員)

こちらから質問というか区分なんですけど、ここは農業振興地域外ですが、振興地域外の中で市街化区域・市街化調整区域は分かれませんか？

(事務局)

はい。市街化区域・市街化調整区域は都市計画法の考え方で、農業振興地域は農振法の考え方ですので、地区が重なることも多いですが、違う法律の考え方だと思っていただければ。

(7番委員)

ここに書かれるのは、農業振興地域外と地域内の2種類しかないということですか？

(事務局)

届出等の内容によっては、市街化区域と書く場合もあります。書き方は何パターンがあるんですけども判断基準になるような区域を書かせていただいています。

(7番委員)

よくわからんのですけど。農地パトロールで農振地域とか、調整区域とか。市街化区域はどうなるのですか？

(事務局)

市街化区域は届出になるので、基本議案に載らないです。報告の方に載ります。

(7番委員)

今後も注意深く見ていきたいと思います。

(〇〇推進委員)

振興地域と市街化区域は別のものでしょう？〇〇は市街化調整区域にもなってない。振興地域にはなっている。都市計画法か農振法か。

(事務局)

あちらの都市計画図にある内側が市街化区域、外側が調整区域で都市計画課が担当ですのでうちでも正確なことはわからないので毎回担当課に聞いています。農業振興地域・農用地区域は、県と農林水産課が担当で、農林水産課に聞いています。

(7番委員)

何種類あるのですか？

(事務局)

議案に載せる分は4種類です。農業振興地域外、農振農用地区域内、農振農用地区域外、都市計画区域外が入ります。

(5番委員)

農振法に基づいて議案に用途区域が入っていると思うんですけど、報告の中に市街化区域と農振農業地区域外ってあるじゃないか、その違いは何かあるんですか？

わからないので教えいただきたいんですけども7ページは農業振興区域外になっていて、8ページは市街化区域第1種住居地域となっているこの違いはなんですか？

(事務局)

私が先ほど申しあげたのは、議案に関しての区分の仕方が4種類です。市街化区域は届出なので、報告は分けています。

(5番委員)

8ページは都市計画法に基づいた表現で書いている？

(事務局)

議案と報告で書き方が違ってきます。議案と報告、開発行為でそれぞれ書き方が異なるので、明確なパターン数はすみませんが、今正確にはわかりません。

(職務代理)

言葉では難しいので、わかるように書面で見せてくれませんか？

(事務局)

担当課ではないので完全に正確なものをお伝えするのは難しいですが、こちらで把握している程度のものでよければご用意します。

(議長)

他に何かありませんか。

(佐藤推進委員)

この株式会社 ○○○ とはどのような会社ですか？

(事務局)

株式会社の定款とかは確認していませんが、本業は○○○さんだと聞いています。

(〇〇推進委員)

ほかの人が手伝ったと聞いたので大丈夫かなと思ひまして。

(6番委員)

僕も気になってネットで検索したんですけども、そうすると〇〇〇で、やっている事業の中に農業に関することも入っていた。無農薬でやると。だから僕は農業をする会社だと理解しています。

(議長)

ほかにご意見・ご質問はありませんか。いいでしょうか。

質問等もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号非農地証明願について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の3ページをご覧ください。

議案第2号 非農地証明願についてです。

番号1、申請人、〇〇〇。区分、農業振興地域外。申請の土地、大字鶴見、田、現況宅地 160㎡ほか 1 筆、計451㎡。申請地の状況は、駐車場及び〇〇〇〇〇敷地の一部です。理由は、昭和 54 年 3 月頃より〇〇〇〇〇敷地として公用利用しており、今後も引き続き使用予定であるためというものです。

非農地証明願は、登記上の地目が農地であるが、その現況が農地以外になっている土地で、一定の要件を満たしている場合は非農地としての証明を受けることができます。申請者は土地の所有者で、申請受付後は、農業委員等が、現地確認し、総会の議決により農地に該当しないと判断した場合に、証明書を申請者あてに交付します。

総会議案資料をご覧ください。5ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。6ページが位置図、7ページが航空写真、8ページが会長と〇〇推進委員が現地確認時に撮影された写真です。以上です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。この件について、担当地区の〇〇推進委員から補足説明をお願いいたします。

(〇〇推進委員)

特に補足説明するところもないんですが、会長と私と事務局で6月19日に現地に行っただけでした。議案資料の6ページ、7ページにありますが、現地は駐車場として利用されていると、水路の方は敷地用地として利用されております。一番後ろの8ページにもあるように敷地利用されているのを確認いたしました。

(議長)

ただいま、〇〇推進委員の補足説明が終わりました。議案第2号について、ご意見があれば、お受けいたします。

(2番委員)

もともと駐車場として使っていたのに今、非農地証明を出してくださいと来たのですか？

(事務局)

今回、写真に写っているように〇〇〇〇〇の建て替えしているんですけども、登記が田のままで、〇〇〇が法務局に相談したところ、非農地証明を出してくださいということだったみたいです。〇〇-〇は敷地内の一部で、中に入れませんでしたのでこの写真になりました。

(議長)

細い土地ですね。

ほかにご意見・ご質問はありませんか。

(各委員)

なし。

(会長)

質問等もないようであります。

議案第2号 非農地証明願について許可することにご異議ございませんか？

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことでありますので、議案第2号を許可することに決定いたしました。続きまして、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(1)農地法第3条の3の規定による届、1番及び2番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問もないようであります。

続きまして、報告第1号(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、1番及び2番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問もないようであります。

続きまして、報告第1号(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、1番から4番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問もないようであります。続きまして報告第2号 開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして全て終了いたします。お疲れ様でした。

午後2時45分 閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長

署名委員

署名委員
